

議案第31号

北上市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

北上市準用河川占用料徴収条例（平成25年北上市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
電柱（支線及び支柱を除く。）		[略]	円	電柱（支線及び支柱を除く。）		[略]	円
			<u>480</u>				<u>550</u>
電話柱（支線及び支柱を除く。）			<u>420</u>	電話柱（支線及び支柱を除く。）			<u>490</u>
その他の柱類			<u>42</u>	その他の柱類			<u>49</u>
共架電線その他上空に設ける線類			<u>4</u>	共架電線その他上空に設ける線類			<u>5</u>
通路			<u>420</u>	通路			<u>500</u>
広告看板類			<u>830</u>	広告看板類			<u>770</u>
工事用施設及び工事用材料置場類			<u>83</u>	工事用施設及び工事用材料置場類			<u>99</u>
地	外径0.07メートル未満		<u>18</u>	地	外径0.07メートル未満		<u>21</u>
下	外径0.07メートル以上0.1メ		<u>25</u>	下	外径0.07メートル以上0.1メ		<u>30</u>
埋	ートル未満			埋	ートル未満		
設	外径0.1メートル以上0.15メ		<u>38</u>	設	外径0.1メートル以上0.15メ		<u>44</u>

物	一トル未満			物	一トル未満		
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		<u>51</u>		外径0.15メートル以上0.2メートル未満		<u>59</u>
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満		<u>76</u>		外径0.2メートル以上0.3メートル未満		<u>89</u>
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満		<u>100</u>		外径0.3メートル以上0.4メートル未満		<u>120</u>
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満		<u>180</u>		外径0.4メートル以上0.7メートル未満		<u>210</u>
	外径0.7メートル以上1.0メートル未満		<u>250</u>		外径0.7メートル以上1.0メートル未満		<u>300</u>
	外径1.0メートル以上		<u>510</u>		外径1.0メートル以上		<u>590</u>
	その他のもの		<u>85</u>		その他のもの		<u>99</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

固定資産税評価額の評価替えに伴い、準用河川占用料の額を改正しようとするものである。